



思いやりや感謝の気持ち、家族や地域の絆を大切にする「妙高市民の心」。

今号では、2～3月の重点項目と、家族のきずな応援事業についてご紹介します。

2～3月の重点目標は「社会のルールを守ろう」です！

交通ルールを守ろう

小学生が横断歩道で車が通りすぎるのを待っている姿を見かけたことはないでしょうか？横断歩道は歩行者が優先です。特に冬は、雪で道が狭くなる、雪壁で見通しが悪いなど、事故が起こりやすくなっています。

歩行中死亡事故の7割は横断中です（警察庁 Web サイトより）。交通事故にあわないために、運転する人も歩く人も、周囲に対する思いやりを持ち、しっかりと交通ルールを守りましょう。



喫煙マナーを守ろう

健康増進法の一部が改正され、望まない受動喫煙の防止はマナーからルールへとかわりました。

喫煙はスモークルームで行い、また、20歳未満の方は喫煙エリアに入らないよう注意しましょう。

吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるといいですね。



新しい生活用式を実践しよう

新型コロナウイルス感染症の基本的な対策を徹底し、感染リスクを下げましょう。

【基本的な対策】

- ・マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ・3密（密閉・密集・密接）の回避
- ・手洗い、消毒の徹底
- ・こまめな換気



人権意識を持つ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、医療従事者に対する不当な差別や偏見は決して許されません。

正確な情報を入手し、冷静で思いやりのある行動をとりましょう。



妙高市民の心通信のバックナンバーはホームページで公開しています。
<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

家族のきずな応援事業の対象者を拡大します！

令和3年4月より、「家族のきずな応援事業」の対象者を、現在の「中学校卒業まで」から「高校生等（18歳になった直近の3月末）」まで拡大します。

家族のきずな応援事業とは？

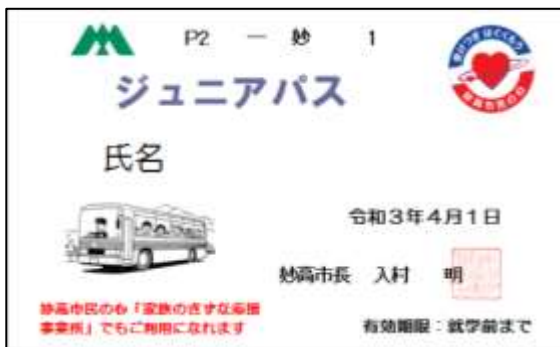
家族で一緒に行動する機会を増やすことを目的に、登録店舗でジュニアパスを掲示することで割引などの各種サービスを受けられるものです。

対象が拡大するとどうなるの？

高校生等の方を対象に「家族のきずな応援事業サービス利用券」を発行します。家族と一緒に登録店舗で提示すると、各種サービスが受けられるようになります。

中学生までは、これまでと同様にジュニアパスの提示でサービスが受けられます。

中学生まで



高校生



※ジュニアパスと違い、利用券はバスの利用には使用できませんので、ご注意ください。

サービス利用券はどこでもらえるの？

申請書に必要事項を記載のうえ、市役所までご提出ください。3月下旬にサービス利用券を郵送いたします。

申請書や登録事業所の一覧は市役所・各支所・市公式ホームページにあります。

家族のきずな応援事業所への登録事業所を募集中！

家族のきずな応援事業の趣旨に賛同し、ご協力いただける事業所を募集しています。

登録事業所は市ホームページや利用券発行時に配布するチラシに掲載いたします。

詳細は下記担当までお問合せください。



【お問い合わせ】 「妙高市民の心」推進協議会事務局
妙高市教育委員会 生涯学習課 生涯学習推進係
TEL：74-0034 FAX：72-3902 E-mail：syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp